

【表紙】
【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年8月31日
【計算期間】 第5期中（自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日）

【ファンド名】 UBS原油（WTI先物指数連動型）については、
第4期中（自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日）
グローバル・アンブレラUBS世界株（除く日本）/UBS世界株
ショート（除く日本）/UBS BRIC/UBSコモディティ/UBSフード
（豪ドル連動型）/UBS原油（WTI先物指数連動型）/UBSエコ/
UBSマネー

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進
【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】 佐井 経堂
【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ
【電話番号】 03-5293-3667
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【ファンドの運用状況】

< U B S 世界株(除く日本) >

(1)【投資状況】

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,516,892,261	99.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	14,259,906	0.93
合計(純資産総額)	-	1,531,152,167	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) U B S 世界株（除く日本）マザーファンドの投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	854,365,089	56.32
	カナダ	153,360,929	10.10
	ドイツ	81,100,137	5.34
	イタリア	64,498,134	4.25
	フランス	56,200,606	3.70
	オーストラリア	54,617,419	3.60
	イギリス	52,322,275	3.44
	スイス	21,088,991	1.39
	バミューダ	17,460,074	1.15
	香港	17,165,944	1.13
	シンガポール	17,009,493	1.12
	オランダ	13,808,316	0.91
	スペイン	12,404,704	0.81
	ベルギー	9,954,104	0.65
	スウェーデン	8,097,478	0.53
	ノルウェー	6,715,565	0.44
	オーストリア	6,074,000	0.40
	ルクセンブルク	6,018,931	0.39
	フィンランド	5,358,364	0.35
	アイルランド	4,841,551	0.31
	デンマーク	4,803,574	0.31
	ギリシャ	3,992,672	0.26
	イスラエル	3,078,819	0.20
	ポルトガル	1,967,554	0.12
	ケイマン	1,680,178	0.11
	リベリア	1,300,496	0.08
	パナマ	862,355	0.05
	ジャージー	343,203	0.02
	キュラソー	304,422	0.02
	マン島	196,292	0.01

	小 計	1,480,991,669	97.63
新株予約権証券	カナダ	24,053,135	1.58
	小 計	24,053,135	1.58
投資証券	アメリカ	3,212,658	0.21
	カナダ	2,045,589	0.13
	フランス	1,407,150	0.09
	オーストラリア	1,124,966	0.07
	イギリス	567,737	0.03
	香港	614	0.00
	小 計	8,358,714	0.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,529,169	0.23
合計（純資産総額）	-	1,516,932,687	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国とは一致しない場合があります。以下同じです。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2012年6月29日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	2,509	2,509	0.4486	0.4486
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	1,858	1,858	0.6258	0.6258
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	1,765	1,765	0.6223	0.6223
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	1,585	1,585	0.5736	0.5736
2011年6月末日	1,802	-	0.6524	-
2011年7月末日	1,676	-	0.6250	-
2011年8月末日	1,516	-	0.5638	-
2011年9月末日	1,427	-	0.5291	-
2011年10月末日	1,629	-	0.6000	-
2011年11月末日	1,520	-	0.5501	-
2011年12月末日	1,549	-	0.5689	-
2012年1月末日	1,579	-	0.5872	-
2012年2月末日	1,753	-	0.6526	-
2012年3月末日	1,793	-	0.6676	-
2012年4月末日	1,726	-	0.6552	-
2012年5月末日	1,506	-	0.5842	-
2012年6月29日	1,531	-	0.5968	-

【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000

第4期計算期間	0.0000
---------	--------

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	55.1
第2期計算期間	39.5
第3期計算期間	0.6
第4期計算期間	7.8
第5期計算期間（中間期）	1.2

< U B S 世界株ショート(除く日本) >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,535,059,700	78.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	411,666,425	21.14
合計(純資産総額)	-	1,946,726,125	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	4,276	4,276	1.9046	1.9046
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	3,003	3,003	1.2552	1.2552
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	2,537	2,537	1.1546	1.1546
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	4,950	4,950	1.1468	1.1468
2011年6月末日	2,552	-	1.0663	-
2011年7月末日	2,444	-	1.1065	-
2011年8月末日	2,251	-	1.2079	-
2011年9月末日	2,943	-	1.2629	-
2011年10月末日	3,145	-	1.1315	-
2011年11月末日	4,971	-	1.2026	-
2011年12月末日	5,492	-	1.1529	-
2012年1月末日	5,276	-	1.1126	-
2012年2月末日	3,877	-	0.9988	-
2012年3月末日	2,967	-	0.9680	-
2012年4月末日	2,262	-	0.9863	-
2012年5月末日	2,168	-	1.0960	-
2012年6月29日	1,946	-	1.0675	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	90.5
第2期計算期間	34.1
第3期計算期間	8.0
第4期計算期間	0.7
第5期計算期間（中間期）	1.4

< U B S B R I C >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	6,640,838,818	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	60,687,567	0.90
合計(純資産総額)	-	6,701,526,385	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) U B S B R I C マザーファンドの投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	1,941,123,338	29.22
	中国	1,471,911,749	22.16
	ロシア	881,235,483	13.26
	香港	701,930,746	10.56
	ケイマン	459,022,543	6.91
	バミューダ	81,013,744	1.21
	小 計	9,823,686,657	82.63
社債券	イギリス	1,015,183,551	15.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	89,799,998	1.35
合計(純資産総額)	-	6,641,221,152	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注) 「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国（BRIC）とは一致しない場合があります。なお、上記「イギリス」はインドの株価指数に連動する社債を組入れたものです。以下同じです。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	18,295	18,295	0.3144	0.3144
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	25,951	25,951	0.6522	0.6522
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	16,314	16,314	0.6398	0.6398
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	8,513	8,513	0.4925	0.4925
2011年6月末日	11,990	-	0.6126	-
2011年7月末日	11,173	-	0.5887	-
2011年8月末日	9,525	-	0.5144	-
2011年9月末日	8,209	-	0.4496	-
2011年10月末日	9,273	-	0.5177	-
2011年11月末日	8,044	-	0.4635	-
2011年12月末日	7,780	-	0.4571	-

2012年1月末日	8,432	-	0.5075	-
2012年2月末日	9,311	-	0.5761	-
2012年3月末日	8,589	-	0.5422	-
2012年4月末日	8,164	-	0.5274	-
2012年5月末日	6,809	-	0.4471	-
2012年6月29日	6,701	-	0.4469	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	68.6
第2期計算期間	107.4
第3期計算期間	1.9
第4期計算期間	23.0
第5期計算期間（中間期）	12.1

< U B S コモディティ >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,186,558,326	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,681,613	0.14
合計(純資産総額)	-	1,188,239,939	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) U B S コモディティ・マザーファンドの投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,165,795,400	97.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	28,253,478	2.36
合計(純資産総額)	-	1,194,048,878	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	1,221	1,221	0.5278	0.5278
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	1,609	1,609	0.6820	0.6820
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	1,128	1,128	0.7013	0.7013
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	1,440	1,440	0.6526	0.6526
2011年6月末日	2,321	-	0.7400	-
2011年7月末日	2,321	-	0.7389	-
2011年8月末日	2,041	-	0.7150	-
2011年9月末日	1,704	-	0.6324	-
2011年10月末日	1,526	-	0.6537	-
2011年11月末日	1,415	-	0.6394	-
2011年12月末日	1,295	-	0.6313	-
2012年1月末日	2,025	-	0.6493	-
2012年2月末日	1,531	-	0.7088	-
2012年3月末日	1,544	-	0.6956	-
2012年4月末日	1,462	-	0.6787	-
2012年5月末日	1,245	-	0.6088	-
2012年6月29日	1,188	-	0.6022	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	47.2
第2期計算期間	29.2
第3期計算期間	2.8
第4期計算期間	6.9
第5期計算期間（中間期）	10.1

< U B S フード (豪ドル連動型) >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	6,035,884,810	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,629,294	0.06
合計(純資産総額)	-	6,032,255,516	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) U B S コモディティ・フード (A U D) ・マザーファンドの投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	5,908,026,600	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	127,572,377	2.11
合計(純資産総額)	-	6,035,598,977	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	4,645	4,645	0.4262	0.4262
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	5,548	5,548	0.7280	0.7280
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	5,067	5,067	0.9322	0.9322
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	6,950	6,950	0.8830	0.8830
2011年6月末日	10,990	-	1.0610	-
2011年7月末日	10,869	-	1.0951	-
2011年8月末日	10,063	-	1.1006	-
2011年9月末日	7,357	-	0.8901	-
2011年10月末日	7,855	-	0.9687	-
2011年11月末日	6,764	-	0.8603	-
2011年12月末日	7,024	-	0.8917	-
2012年1月末日	7,022	-	0.9165	-
2012年2月末日	7,457	-	1.0233	-
2012年3月末日	6,869	-	0.9730	-
2012年4月末日	6,380	-	0.9527	-
2012年5月末日	5,542	-	0.8379	-
2012年6月29日	6,032	-	0.9360	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	57.4
第2期計算期間	70.8
第3期計算期間	28.0
第4期計算期間	5.3
第5期計算期間（中間期）	8.3

< U B S 原油(W T I 先物指数連動型) >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,243,940,000	99.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	10,041,595	0.80
合計(純資産総額)	-	1,253,981,595	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2009年12月7日)	1,228	1,228	1.5240	1.5240
第2期計算期間末 (2010年12月6日)	1,272	1,272	1.3884	1.3884
第3期計算期間末 (2011年12月5日)	1,703	1,703	1.3793	1.3793
2011年6月末日	2,160	-	1.4208	-
2011年7月末日	2,002	-	1.3966	-
2011年8月末日	1,894	-	1.2487	-
2011年9月末日	1,696	-	1.1494	-
2011年10月末日	1,770	-	1.2489	-
2011年11月末日	1,671	-	1.3551	-
2011年12月末日	1,655	-	1.3616	-
2012年1月末日	1,687	-	1.3414	-
2012年2月末日	2,066	-	1.5050	-
2012年3月末日	2,276	-	1.5011	-
2012年4月末日	1,883	-	1.4843	-
2012年5月末日	1,405	-	1.2333	-
2012年6月29日	1,253	-	1.1188	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	52.4
第2期計算期間	8.9
第3期計算期間	0.7
第4期計算期間（中間期）	15.6

< U B S エコ >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	108,499,890	99.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,000,038	0.91
合計(純資産総額)	-	109,499,928	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) U B S 地球温暖化エコロジー・マザーファンドの投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	49,368,681	45.50
	イギリス	16,048,523	14.79
	日本	15,013,600	13.83
	スペイン	9,865,023	9.09
	カナダ	7,193,686	6.63
	フランス	7,052,629	6.50
	フィンランド	2,193,609	2.02
	デンマーク	908,957	0.83
	小 計	107,644,708	99.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	856,807	0.78
合計(純資産総額)	-	108,501,515	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	733	733	0.4720	0.4720
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	540	540	0.6904	0.6904
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	260	260	0.6170	0.6170
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	138	138	0.5280	0.5280
2011年6月末日	203	-	0.6614	-
2011年7月末日	180	-	0.6136	-
2011年8月末日	154	-	0.5430	-
2011年9月末日	142	-	0.5068	-
2011年10月末日	156	-	0.5696	-
2011年11月末日	132	-	0.5045	-

2011年12月末日	137	-	0.5049	-
2012年1月末日	142	-	0.5256	-
2012年2月末日	147	-	0.5843	-
2012年3月末日	135	-	0.5915	-
2012年4月末日	127	-	0.5596	-
2012年5月末日	108	-	0.4824	-
2012年6月29日	109	-	0.4854	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	52.8
第2期計算期間	46.3
第3期計算期間	10.6
第4期計算期間	14.4
第5期計算期間（中間期）	12.2

< U B S マネー >

(1) 投資状況

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	159,994,080	52.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	144,652,728	47.48
合計(純資産総額)	-	304,646,808	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 運用実績

純資産の推移

2012年6月29日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2008年12月5日)	691	691	1.0016	1.0016
第2期計算期間末 (2009年12月7日)	586	586	1.0013	1.0013
第3期計算期間末 (2010年12月6日)	254	254	1.0021	1.0021
第4期計算期間末 (2011年12月5日)	420	420	1.0028	1.0028
2011年6月末日	495	-	1.0025	-
2011年7月末日	360	-	1.0026	-
2011年8月末日	192	-	1.0027	-
2011年9月末日	317	-	1.0027	-
2011年10月末日	239	-	1.0028	-
2011年11月末日	537	-	1.0028	-
2011年12月末日	371	-	1.0029	-
2012年1月末日	275	-	1.0029	-
2012年2月末日	634	-	1.0030	-
2012年3月末日	249	-	1.0031	-
2012年4月末日	257	-	1.0031	-
2012年5月末日	281	-	1.0032	-
2012年6月29日	304	-	1.0033	-

分配の推移

期 間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000

収益率の推移

期 間	収益率(%)
第1期計算期間	0.2
第2期計算期間	0.0
第3期計算期間	0.1
第4期計算期間	0.1
第5期計算期間（中間期）	0.0

2【設定及び解約の実績】

設定及び解約の実績は以下の通りです。

（注1）第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定および解約の実績はありません。

U B S 世界株(除く日本)

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	8,261,264,293	2,668,407,743
第2期計算期間	318,082,568	2,940,441,606
第3期計算期間	116,352,701	249,960,719
第4期計算期間	165,522,508	238,420,667
第5期計算期間（中間期）	87,832,298	273,890,018

U B S 世界株ショート(除く日本)

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	10,804,718,709	8,559,547,852
第2期計算期間	2,232,765,438	2,085,007,379
第3期計算期間	2,404,366,907	2,599,646,945
第4期計算期間	5,412,253,847	3,293,045,589
第5期計算期間（中間期）	1,026,393,777	3,372,562,615

U B S B R I C

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	77,794,252,142	19,605,167,450
第2期計算期間	4,481,760,569	22,883,706,077
第3期計算期間	827,836,978	15,116,798,359
第4期計算期間	111,014,955	8,322,111,417
第5期計算期間（中間期）	215,242,407	2,294,126,550

U B S コモディティ

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	12,865,557,617	10,550,437,109
第2期計算期間	1,628,911,883	1,584,639,095
第3期計算期間	422,527,345	1,173,165,143
第4期計算期間	2,858,870,518	2,259,923,531
第5期計算期間（中間期）	1,825,850,728	2,015,624,640

U B S フード(豪ドル連動型)

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	30,614,419,767	19,714,553,422
第2期計算期間	1,942,638,756	5,221,157,418
第3期計算期間	2,025,131,302	4,209,710,452

第4期計算期間	10,967,856,863	8,533,778,414
第5期計算期間（中間期）	1,313,976,797	2,598,507,233

U B S 原油(W T I 先物指数連動型)

期 間	設定口数(口)	解約口数（口）
第1期計算期間	9,568,514,145	8,762,545,441
第2期計算期間	763,098,010	652,602,066
第3期計算期間	1,613,385,595	1,294,596,236
第4期計算期間（中間期）	810,503,632	909,675,380

U B S エコ

期 間	設定口数(口)	解約口数（口）
第1期計算期間	1,978,760,007	425,476,607
第2期計算期間	289,976,619	1,059,909,934
第3期計算期間	14,478,845	375,634,074
第4期計算期間	14,841,516	174,949,839
第5期計算期間（中間期）	40,483,076	76,761,909

U B S マネー

期 間	設定口数(口)	解約口数（口）
第1期計算期間	14,631,230,091	13,940,544,927
第2期計算期間	5,736,435,604	5,841,778,516
第3期計算期間	1,221,659,238	1,552,814,967
第4期計算期間	2,442,403,473	2,277,317,748
第5期計算期間（中間期）	764,858,425	897,417,419

3【ファンドの経理状況】

グローバル・アンブレラ UBS世界株(除く日本)

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成23年12月6日から平成24年6月5日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ UBS世界株（除く日本）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,909,152	15,253,618
親投資信託受益証券	1,571,528,347	1,445,327,632
未収入金	-	6,000,000
未収利息	27	20
流動資産合計	1,591,437,526	1,466,581,270
資産合計	1,591,437,526	1,466,581,270
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	98,017
未払受託者報酬	414,022	434,448
未払委託者報酬	4,968,250	5,213,355
その他未払費用	699,315	278,048
流動負債合計	6,081,587	6,023,868
負債合計	6,081,587	6,023,868
純資産の部		
元本等		
元本	2,763,991,335	2,577,933,615
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,178,635,396	1,117,376,213
元本等合計	1,585,355,939	1,460,557,402
純資産合計	1,585,355,939	1,460,557,402
負債純資産合計	1,591,437,526	1,466,581,270

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	3,550	4,084
有価証券売買等損益	93,064,267	6,700,715
営業収益合計	93,067,817	6,696,631
営業費用		
受託者報酬	483,394	434,448
委託者報酬	5,800,725	5,213,355
その他費用	418,881	288,867
営業費用合計	6,703,000	5,936,670
営業利益又は営業損失（ ）	86,364,817	12,633,301
経常利益又は経常損失（ ）	86,364,817	12,633,301
中間純利益又は中間純損失（ ）	86,364,817	12,633,301
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,521,491	5,614,016
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,071,608,009	1,178,635,396
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,459,179	116,812,375
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,459,179	116,812,375
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,035,131	37,305,875
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,035,131	37,305,875
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	961,340,635	1,117,376,213

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

3. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 2,763,991,335口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 2,577,933,615口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,178,635,396円です。	2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,117,376,213円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5736円 (1万口当たり純資産額)(5,736円)	3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5666円 (1万口当たり純資産額)(5,666円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.09%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	2,836,889,494円	2,763,991,335円
期中追加設定元本額	165,522,508円	87,832,298円
期中一部解約元本額	238,420,667円	273,890,018円

(参考情報)

当ファンドは「ＵＢＳ世界株（除く日本）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ世界株（除く日本）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ世界株（除く日本）マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	811,715	8,596,251
コール・ローン	1,415,942	784,638
株式	1,538,200,549	1,407,184,377
新株予約権証券	3,087	79,212
投資証券	27,299,179	29,702,072
未収入金	44,154	997,892
未収配当金	3,836,257	3,985,370
未収利息	1	1
流動資産合計	1,571,610,884	1,451,329,813
資産合計	1,571,610,884	1,451,329,813
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	20,856
未払解約金	-	6,000,000
流動負債合計	-	6,020,856
負債合計	-	6,020,856
純資産の部		
元本等		
元本	2,663,607,368	2,471,067,931
剰余金		
剰余金又は欠損金()	1,091,996,484	1,025,758,974
元本等合計	1,571,610,884	1,445,308,957
純資産合計	1,571,610,884	1,445,308,957
負債純資産合計	1,571,610,884	1,451,329,813

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、投資証券、新株予約権証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 配当株式の計上基準

配当株式は、原則として配当株式に伴う費用が確定した段階で、株式の配当落ち日翌日に計上した数量に相当する券面額または発行価額を計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

6. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 2,663,607,368口	1. 計算期間末日における受益権の総数 2,471,067,931口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,091,996,484円です。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,025,758,974円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5900円 (1万口当たり純資産額)(5,900円)	3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5849円 (1万口当たり純資産額)(5,849円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
-	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成23年12月 5日現在

該当事項はありません。

平成24年 6月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	3,552,640	-	3,561,285	8,645
	カナダ・ドル	780,000	-	784,472	4,472
	イギリス・ポンド	1,306,147	-	1,313,886	7,739
	合計	5,638,787	-	5,659,643	20,856

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(その他の注記)

項目	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,753,340,732円	2,663,607,368円
期中追加設定元本額	132,570,681円	51,761,548円
期中一部解約元本額	222,304,045円	244,300,985円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラU B S 世界株 (除く日本)	2,663,607,368円	2,471,067,931円
合計	2,663,607,368円	2,471,067,931円

グローバル・アンブレラ UBS世界株ショート（除く日本）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S 世界株ショート（除く日本）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,733	4,919
コール・ローン	1,795,139,480	390,744,399
社債券	2,973,321,600	1,943,722,800
未収入金	224,100,000	-
未収利息	2,459	535
流動資産合計	4,992,567,272	2,334,472,653
資産合計	4,992,567,272	2,334,472,653
負債の部		
流動負債		
未払金	-	84,111,090
未払解約金	31,104,899	8,514,670
未払受託者報酬	752,343	1,002,022
未払委託者報酬	9,027,932	12,024,233
その他未払費用	1,051,099	620,962
流動負債合計	41,936,273	106,272,977
負債合計	41,936,273	106,272,977
純資産の部		
元本等		
元本	4,316,857,136	1,970,688,298
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	633,773,863	257,511,378
元本等合計	4,950,630,999	2,228,199,676
純資産合計	4,950,630,999	2,228,199,676
負債純資産合計	4,992,567,272	2,334,472,653

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	241,751	395,745
有価証券売買等損益	121,355,630	417,600,077
その他収益	471,346	528,183
営業収益合計	120,642,533	416,676,149
営業費用		
受託者報酬	668,530	1,002,022
委託者報酬	8,022,272	12,024,233
その他費用	691,661	933,378
営業費用合計	9,382,463	13,959,633
営業利益又は営業損失（ ）	130,024,996	430,635,782
経常利益又は経常損失（ ）	130,024,996	430,635,782
中間純利益又は中間純損失（ ）	130,024,996	430,635,782
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	65,112,202	414,408,830
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	339,859,044	633,773,863
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,282,561	125,102,854
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,282,561	125,102,854
剰余金減少額又は欠損金増加額	153,056,694	485,138,387
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	153,056,694	485,138,387
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	184,172,117	257,511,378

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

4. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 4,316,857,136口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 1,970,688,298口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 1.1468円 (1万口当たり純資産額)(11,468円)	2. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 1.1307円 (1万口当たり純資産額)(11,307円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日)

該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	2,197,648,878円	4,316,857,136円
期中追加設定元本額	5,412,253,847円	1,026,393,777円
期中一部解約元本額	3,293,045,589円	3,372,562,615円

グローバル・アンブレラ UBS BRIC

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成23年12月6日から平成24年6月5日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ UBS BRIC】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,041,612	62,540,257
親投資信託受益証券	8,432,819,649	6,515,476,947
未収入金	120,000,000	72,000,000
未収利息	84	85
流動資産合計	8,614,861,345	6,650,017,289
資産合計	8,614,861,345	6,650,017,289
負債の部		
流動負債		
未払解約金	32,904,653	9,782,665
未払受託者報酬	3,586,658	3,055,642
未払委託者報酬	61,485,406	52,382,375
その他未払費用	3,591,477	1,378,068
流動負債合計	101,568,194	66,598,750
負債合計	101,568,194	66,598,750
純資産の部		
元本等		
元本	17,287,081,341	15,208,197,198
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,773,788,190	8,624,778,659
元本等合計	8,513,293,151	6,583,418,539
純資産合計	8,513,293,151	6,583,418,539
負債純資産合計	8,614,861,345	6,650,017,289

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	36,144	20,445
有価証券売買等損益	406,548,913	793,842,702
営業収益合計	406,512,769	793,822,257
営業費用		
受託者報酬	5,288,976	3,055,642
委託者報酬	90,668,072	52,382,375
その他費用	2,139,357	1,378,068
営業費用合計	98,096,405	56,816,085
営業利益又は営業損失（ ）	504,609,174	850,638,342
経常利益又は経常損失（ ）	504,609,174	850,638,342
中間純利益又は中間純損失（ ）	504,609,174	850,638,342
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	12,596,942	59,691,061
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,183,653,326	8,773,788,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,918,451,373	1,166,007,074
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,918,451,373	1,166,007,074
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,673,450	106,668,140
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,673,450	106,668,140
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,779,887,635	8,624,778,659

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

3. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 17,287,081,341口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 15,208,197,198口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,773,788,190円です。	2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,624,778,659円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.4925円 (1万口当たり純資産額)(4,925円)	3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 0.4329円 (1万口当たり純資産額)(4,329円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.21%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	25,498,177,803円	17,287,081,341円
期中追加設定元本額	111,014,955円	215,242,407円
期中一部解約元本額	8,322,111,417円	2,294,126,550円

(参考情報)

当ファンドは「UBS B R I Cマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS B R I Cマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS B R I Cマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	117,666,775	32,790,493
コール・ローン	4,795,987	32,010
株式	6,916,532,360	5,433,795,595
社債券	1,496,643,301	1,008,081,508
派生商品評価勘定	1,700	1,624
未収入金	7,197,164	107,150,068
未収配当金	12,805,853	41,918,614
未収利息	6	-
流動資産合計	8,555,643,146	6,623,769,912
資産合計	8,555,643,146	6,623,769,912
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	237,894	89,548
未払金	2,136,304	36,785,622
未払解約金	120,000,000	72,000,000
流動負債合計	122,374,198	108,875,170
負債合計	122,374,198	108,875,170
純資産の部		
元本等		
元本	16,387,134,959	14,316,583,053
剰余金		
剰余金又は欠損金()	7,953,866,011	7,801,688,311
元本等合計	8,433,268,948	6,514,894,742
純資産合計	8,433,268,948	6,514,894,742
負債純資産合計	8,555,643,146	6,623,769,912

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(2)社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

6. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 16,387,134,959口	1. 計算期間末日における受益権の総数 14,316,583,053口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,953,866,011円です。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,801,688,311円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5146円 (1万口当たり純資産額)(5,146円)	3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.4551円 (1万口当たり純資産額)(4,551円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
---------------	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成23年12月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 米ドル	400,400	-	402,100	1,700
	売 建 米ドル	115,300,000	-	115,536,694	236,694
	香港ドル	400,400	-	401,600	1,200
	合計	116,100,800	-	116,340,394	236,194

平成24年 6月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 米ドル	150,969	-	151,529	560
	売 建 米ドル	70,000,000	-	70,089,548	89,548
	ブラジル・レアル	150,969	-	149,905	1,064

	合計	70,301,938	-	70,390,982	87,924
--	----	------------	---	------------	--------

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法により評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンド の期首における当該親投資信託の元 本額	24,424,044,894円	16,387,134,959円
期中追加設定元本額	- 円	68,351,185円
期中一部解約元本額	8,036,909,935円	2,138,903,091円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラ U B S B R I C	16,387,134,959円	14,316,583,053円
合計	16,387,134,959円	14,316,583,053円

グローバル・アンブレラ UBS コモディティ

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成23年12月6日から平成24年6月5日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S コモディティ】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,988,804	4,194,811
親投資信託受益証券	1,439,585,257	1,182,924,223
未収入金	13,000,000	21,000,000
未収利息	2	5
流動資産合計	1,454,574,063	1,208,119,039
資産合計	1,454,574,063	1,208,119,039
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,387,916	16,755,530
未払受託者報酬	510,666	399,776
未払委託者報酬	8,170,639	6,396,331
その他未払費用	806,152	255,104
流動負債合計	13,875,373	23,806,741
負債合計	13,875,373	23,806,741
純資産の部		
元本等		
元本	2,207,702,485	2,017,928,573
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	767,003,795	833,616,275
元本等合計	1,440,698,690	1,184,312,298
純資産合計	1,440,698,690	1,184,312,298
負債純資産合計	1,454,574,063	1,208,119,039

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	2,230	1,804
有価証券売買等損益	70,235,235	97,661,034
営業収益合計	70,237,465	97,659,230
営業費用		
受託者報酬	539,453	399,776
委託者報酬	8,631,190	6,396,331
その他費用	461,591	255,104
営業費用合計	9,632,234	7,051,211
営業利益又は営業損失（ ）	60,605,231	104,710,441
経常利益又は経常損失（ ）	60,605,231	104,710,441
中間純利益又は中間純損失（ ）	60,605,231	104,710,441
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	35,044,488	46,950,506
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	480,475,298	767,003,795
剰余金増加額又は欠損金減少額	245,711,470	697,848,262
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	245,711,470	697,848,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	611,787,694	612,799,795
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	611,787,694	612,799,795
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	820,990,779	833,616,275

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

3. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 2,207,702,485口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 2,017,928,573口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は767,003,795円です。	2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は833,616,275円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.6526円 (1万口当たり純資産額)(6,526円)	3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5869円 (1万口当たり純資産額)(5,869円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	1,608,755,498円	2,207,702,485円
期中追加設定元本額	2,858,870,518円	1,825,850,728円
期中一部解約元本額	2,259,923,531円	2,015,624,640円

(参考情報)

当ファンドは「ＵＢＳコモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳコモディティ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳコモディティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	7,592	8,207
コール・ローン	23,524,919	21,320,537
社債券	1,435,778,400	1,162,456,600
未収入金	-	27,328,260
未収利息	32	29
流動資産合計	1,459,310,943	1,211,113,633
資産合計	1,459,310,943	1,211,113,633
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,000,000	21,000,000
流動負債合計	13,000,000	21,000,000
負債合計	13,000,000	21,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	2,162,319,689	1,973,561,344
剰余金		
剰余金又は欠損金()	716,008,746	783,447,711
元本等合計	1,446,310,943	1,190,113,633
純資産合計	1,446,310,943	1,190,113,633
負債純資産合計	1,459,310,943	1,211,113,633

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 2,162,319,689口	1. 計算期間末日における受益権の総数 1,973,561,344口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は716,008,746円です。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は783,447,711円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.6689円 (1万口当たり純資産額)(6,689円)	3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.6030円 (1万口当たり純資産額)(6,030円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成23年12月 5日現在
該当事項はありません。

平成24年 6月 5日現在
該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	1,580,003,937円	2,162,319,689円
期中追加設定元本額	2,309,858,829円	1,490,855,606円
期中一部解約元本額	1,727,543,077円	1,679,613,951円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラＵＢＳコモ ディティ	2,152,168,123円	1,961,731,714円
ＵＢＳコモディティ・ファンド（ＵＢ ＳブルームバーグＣＭＣＩ連動型）	10,151,566円	11,829,630円
合計	2,162,319,689円	1,973,561,344円

グローバル・アンブレラ ＵＢＳ フード（豪ドル連動型）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S フード（豪ドル連動型）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	77,778,326	21,910,957
親投資信託受益証券	6,950,096,509	5,323,465,372
未収入金	42,000,000	58,000,000
未収利息	106	30
流動資産合計	7,069,874,941	5,403,376,359
資産合計	7,069,874,941	5,403,376,359
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,895,916	36,457,691
未払受託者報酬	2,385,626	1,788,441
未払委託者報酬	45,326,848	33,980,356
その他未払費用	2,970,309	1,107,108
流動負債合計	119,578,699	73,333,596
負債合計	119,578,699	73,333,596
純資産の部		
元本等		
元本	7,870,846,982	6,586,316,546
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	920,550,740	1,256,273,783
元本等合計	6,950,296,242	5,330,042,763
純資産合計	6,950,296,242	5,330,042,763
負債純資産合計	7,069,874,941	5,403,376,359

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	19,591	5,322
有価証券売買等損益	1,016,090,766	350,631,137
営業収益合計	1,016,110,357	350,625,815
営業費用		
受託者報酬	2,478,476	1,788,441
委託者報酬	47,091,016	33,980,356
その他費用	1,688,086	1,107,108
営業費用合計	51,257,578	36,875,905
営業利益又は営業損失（ ）	964,852,779	387,501,720
経常利益又は経常損失（ ）	964,852,779	387,501,720
中間純利益又は中間純損失（ ）	964,852,779	387,501,720
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	305,934,289	174,094,286
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	368,843,729	920,550,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	428,546,737	292,246,506
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	77,756,757	292,246,506
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	350,789,980	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	66,373,543
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	66,373,543
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	718,621,498	1,256,273,783

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

3. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 7,870,846,982口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 6,586,316,546口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は920,550,740円です。	2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,256,273,783円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.8830円 (1万口当たり純資産額)(8,830円)	3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 0.8093円 (1万口当たり純資産額)(8,093円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日）

該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(3)デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	5,436,768,533円	7,870,846,982円
期中追加設定元本額	10,967,856,863円	1,313,976,797円
期中一部解約元本額	8,533,778,414円	2,598,507,233円

(参考情報)

当ファンドは「UBSコモディティ・フード（AUD）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSコモディティ・フード（AUD）・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSコモディティ・フード（AUD）・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	17,500	18,177
コール・ローン	63,434,491	111,196,494
社債券	6,928,466,400	5,270,501,400
未収利息	86	152
流動資産合計	6,991,918,477	5,381,716,223
資産合計	6,991,918,477	5,381,716,223
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,000,000	58,000,000
流動負債合計	42,000,000	58,000,000
負債合計	42,000,000	58,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	7,642,507,708	6,355,617,685
剰余金		
剰余金又は欠損金()	692,589,231	1,031,901,462
元本等合計	6,949,918,477	5,323,716,223
純資産合計	6,949,918,477	5,323,716,223
負債純資産合計	6,991,918,477	5,381,716,223

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

4. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 7,642,507,708口	1. 計算期間末日における受益権の総数 6,355,617,685口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は692,589,231円です。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,031,901,462円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.9094円 (1万口当たり純資産額)(9,094円)	3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.8376円 (1万口当たり純資産額)(8,376円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成23年12月 5日現在
該当事項はありません。

平成24年 6月 5日現在
該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	5,319,128,492円	7,642,507,708円
期中追加設定元本額	7,007,879,222円	497,214,717円
期中一部解約元本額	4,684,500,006円	1,784,104,740円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラＵＢＳフード （豪ドル連動型）	7,642,507,708円	6,355,617,685円
合計	7,642,507,708円	6,355,617,685円

グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S 原油（W T I 先物指数連動型）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,915,697	30,468,243
社債券	1,653,488,400	1,306,949,200
未収入金	47,763,200	-
未収利息	20	41
流動資産合計	1,716,167,317	1,337,417,484
資産合計	1,716,167,317	1,337,417,484
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,665,397	4,397,992
未払受託者報酬	496,280	495,273
未払委託者報酬	9,429,210	9,410,228
その他未払費用	742,573	303,682
流動負債合計	12,333,460	14,607,175
負債合計	12,333,460	14,607,175
純資産の部		
元本等		
元本	1,235,254,007	1,136,082,259
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	468,579,850	186,728,050
元本等合計	1,703,833,857	1,322,810,309
純資産合計	1,703,833,857	1,322,810,309
負債純資産合計	1,716,167,317	1,337,417,484

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	13,688	10,339
有価証券売買等損益	84,619,485	237,189,180
その他収益	453,482	920,412
営業収益合計	85,086,655	236,258,429
営業費用		
受託者報酬	499,644	495,273
委託者報酬	9,493,156	9,410,228
その他費用	580,598	469,940
営業費用合計	10,573,398	10,375,441
営業利益又は営業損失（ ）	74,513,257	246,633,870
経常利益又は経常損失（ ）	74,513,257	246,633,870
中間純利益又は中間純損失（ ）	74,513,257	246,633,870
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	69,124,968	35,521,236
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	355,994,239	468,579,850
剰余金増加額又は欠損金減少額	714,529,881	362,367,488
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	714,529,881	362,367,488
剰余金減少額又は欠損金増加額	311,093,915	362,064,182
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	311,093,915	362,064,182
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	764,818,494	186,728,050

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

4. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 1,235,254,007口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 1,136,082,259口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 1.3793円 (1万口当たり純資産額)(13,793円)	2. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 1.1644円 (1万口当たり純資産額)(11,644円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日)

該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	916,464,648円	1,235,254,007円
期中追加設定元本額	1,613,385,595円	810,503,632円
期中一部解約元本額	1,294,596,236円	909,675,380円

グローバル・アンブレラ UBS エコ

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成23年12月6日から平成24年6月5日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S エコ】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,454,290	1,077,064
親投資信託受益証券	137,040,871	103,503,324
未収入金	1,000,000	1,000,000
未収利息	1	1
流動資産合計	139,495,162	105,580,389
資産合計	139,495,162	105,580,389
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,456
未払受託者報酬	42,602	35,331
未払委託者報酬	979,879	812,607
その他未払費用	100,761	27,504
流動負債合計	1,123,242	880,898
負債合計	1,123,242	880,898
純資産の部		
元本等		
元本	262,086,533	225,807,700
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	123,714,613	121,108,209
元本等合計	138,371,920	104,699,491
純資産合計	138,371,920	104,699,491
負債純資産合計	139,495,162	105,580,389

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	466	274
有価証券売買等損益	22,861,666	12,087,547
営業収益合計	22,862,132	12,087,273
営業費用		
受託者報酬	61,632	35,331
委託者報酬	1,417,543	812,607
その他費用	65,637	29,096
営業費用合計	1,544,812	877,034
営業利益又は営業損失（ ）	21,317,320	12,964,307
経常利益又は経常損失（ ）	21,317,320	12,964,307
中間純利益又は中間純損失（ ）	21,317,320	12,964,307
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,849,604	773,173
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	161,690,301	123,714,613
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,300,085	36,499,145
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,300,085	36,499,145
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,598,884	20,155,261
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,598,884	20,155,261
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	101,521,384	121,108,209

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

3. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 262,086,533口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 225,807,700口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は123,714,613円です。	2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は121,108,209円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5280円 (1万口当たり純資産額)(5,280円)	3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 0.4637円 (1万口当たり純資産額)(4,637円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.2%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	422,194,856円	262,086,533円
期中追加設定元本額	14,841,516円	40,483,076円
期中一部解約元本額	174,949,839円	76,761,909円

(参考情報)

当ファンドは「ＵＢＳ 地球温暖化エコロジー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ 地球温暖化エコロジー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ 地球温暖化エコロジー・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	924,809	901,602
コール・ローン	408,644	403,235
株式	136,463,897	102,653,207
派生商品評価勘定	-	536
未収配当金	239,535	555,333
流動資産合計	138,036,885	104,513,913
資産合計	138,036,885	104,513,913
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,015	2,290
未払解約金	1,000,000	1,000,000
流動負債合計	1,001,015	1,002,290
負債合計	1,001,015	1,002,290
純資産の部		
元本等		
元本	248,803,326	212,619,812
剰余金		
剰余金又は欠損金()	111,767,456	109,108,189
元本等合計	137,035,870	103,511,623
純資産合計	137,035,870	103,511,623
負債純資産合計	138,036,885	104,513,913

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

6. 追加情報

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 248,803,326口	1. 計算期間末日における受益権の総数 212,619,812口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は111,767,456円です。	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は109,108,189円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.5508円 (1万口当たり純資産額)(5,508円)	3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 0.4868円 (1万口当たり純資産額)(4,868円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月 5日現在	平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成23年12月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	660,000	-	661,015	1,015
	合計	660,000	-	661,015	1,015

平成24年 6月 5日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	89,927	-	89,089	838
	売 建				
	米ドル	596,800	-	598,252	1,452
	カナダ・ドル	34,231	-	33,943	288
	イギリス・ポンド	55,696	-	55,448	248
	合計	776,654	-	776,732	1,754

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	406,955,402円	248,803,326円
期中追加設定元本額	11,126,142円	37,796,547円
期中一部解約元本額	169,278,218円	73,980,061円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンプレラ U B S エコ	248,803,326円	212,619,812円
合計	248,803,326円	212,619,812円

グローバル・アンブレラ UBS マネー

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成23年12月6日から平成24年6月5日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

【グローバル・アンブレラ U B S マネー】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	511,577,421	148,170,600
国債証券	249,978,850	159,983,719
未収利息	700	202
流動資産合計	761,556,971	308,154,521
資産合計	761,556,971	308,154,521
負債の部		
流動負債		
未払金	199,981,600	19,996,640
未払解約金	141,101,961	519,998
未払受託者報酬	1,754	1,551
未払委託者報酬	3,445	3,043
その他未払費用	3,196	-
流動負債合計	341,091,956	20,521,232
負債合計	341,091,956	20,521,232
純資産の部		
元本等		
元本	419,272,248	286,713,254
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,192,767	920,035
元本等合計	420,465,015	287,633,289
純資産合計	420,465,015	287,633,289
負債純資産合計	761,556,971	308,154,521

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
営業収益		
受取利息	108,437	111,732
有価証券売買等損益	139	167
営業収益合計	108,576	111,899
営業費用		
受託者報酬	1,379	1,551
委託者報酬	2,731	3,043
その他費用	2,689	-
営業費用合計	6,799	4,594
営業利益又は営業損失（ ）	101,777	107,305
経常利益又は経常損失（ ）	101,777	107,305
中間純利益又は中間純損失（ ）	101,777	107,305
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	70,575	55,563
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	526,126	1,192,767
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,305,435	2,293,712
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,305,435	2,293,712
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,158,226	2,618,186
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,158,226	2,618,186
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	704,537	920,035

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

4. 追加情報

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数 419,272,248口	1. 中間計算期間末日における受益権の総数 286,713,254口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 1.0028円 (1万口当たり純資産額)(10,028円)	2. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 1.0032円 (1万口当たり純資産額)(10,032円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 (自 平成22年12月 7日 至 平成23年 6月 6日)

該当事項はありません。

当中間計算期間 (自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成23年12月 5日現在	当中間計算期間末 平成24年 6月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
---	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

前計算期間末（平成23年12月 5日現在）

該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成24年 6月 5日現在）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日	当中間計算期間 自 平成23年12月 6日 至 平成24年 6月 5日
元本の推移		
期首元本額	254,186,523円	419,272,248円
期中追加設定元本額	2,442,403,473円	764,858,425円
期中一部解約元本額	2,277,317,748円	897,417,419円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

半期報告書提出日現在： 22億円
発行する株式の総数： 86,400株
発行済株式総数： 21,600株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用および投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年6月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託を除く。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	1	6,015
追加型株式投資信託	76	916,357
合計	77	922,372

(3)【その他】

半期報告書提出前6ヵ月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		3,501,780		4,527,037
未 収 入 金	*1		146,056		236,315
未収委託者報酬			1,775,081		1,166,243
未収運用受託報酬	*1		336,934		412,520
その他未収収益	*1		543,280		755,597
繰 延 税 金 資 産			138,400		97,190
そ の 他			29,500		8,893
流 動 資 産 計			6,471,034		7,203,797
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			621,100		533,670
繰 延 税 金 資 産		576,100		488,670	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固 定 資 産 計			621,100		533,670
資 産 合 計			7,092,134		7,737,467

期 別		第16期 （平成23年3月31日）		第17期 （平成24年3月31日）	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			88,427		145,046
未 払 費 用	*1		1,725,001		1,350,117
未 払 消 費 税			35,098		21,288
未 払 法 人 税 等			683,561		337,901
賞 与 引 当 金			137,694		122,466
そ の 他			1,085		3,249
流 動 負 債 計			2,670,868		1,980,069
固 定 負 債					
退 職 給 付 引 当 金			226,539		291,417
固 定 負 債 計			226,539		291,417
負 債 合 計			2,897,407		2,271,487
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			1,994,727		3,265,979
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純 資 産 合 計			4,194,727		5,465,979
負 債 ・ 純 資 産 合 計			7,092,134		7,737,467

(2) 【損益計算書】

期 別		第16期 〔 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 〕		第17期 〔 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
宮 業 収 益					
委 託 者 報 酬		9,217,542		8,948,072	
運 用 受 託 報 酬	*1	1,781,675		1,523,631	
そ の 他 宮 業 収 益	*1	1,903,468		2,079,932	
宮 業 収 益 計			12,902,686		12,551,636
宮 業 費 用					
支 払 手 数 料			4,505,445		4,481,341
広 告 宣 伝 費			169,891		143,998
調 査 費			76,555		76,822
宮 業 雑 経 費			61,581		91,557
通 信 費		5,236		6,321	
印 刷 費		2,899		2,383	
協 会 費		18,598		19,197	
そ の 他	*1	34,845		63,653	
宮 業 費 用 計			4,813,473		4,793,720
一 般 管 理 費					
給 料			2,809,103		2,769,198
役 員 報 酬		270,801		229,059	
給 料 ・ 手 当	*1	1,618,194		1,760,034	
賞 与	*1	920,107		780,105	
交 際 費			42,685		49,888
旅 費 交 通 費			73,588		82,604
租 税 公 課			40,230		37,564
不 動 産 賃 借 料			279,923		259,656
退 職 給 付 費 用			196,591		265,690
事 務 委 託 費			2,040,221		1,884,416
諸 経 費	*1		51,240		75,972
一 般 管 理 費 計			5,533,585		5,424,992
宮 業 利 益			2,555,626		2,332,923
宮 業 外 収 益					
受 取 利 息		798		338	
為 替 差 益		24,194		24,163	
雑 収 入		2,141		1,187	
宮 業 外 収 益 計			27,135		25,688
経 常 利 益			2,582,762		2,358,612
税 引 前 当 期 純 利 益			2,582,762		2,358,612
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,264,249		958,720
法 人 税 等 調 整 額			△ 123,800		128,640
当 期 純 利 益			1,442,312		1,271,252

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		第16期 〔自 平成22年4月1日〕 〔至 平成23年3月31日〕	第17期 〔自 平成23年4月1日〕 〔至 平成24年3月31日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	-	-
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	-	-
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,546,814	1,444,727
	当 期 変 動 額	△ 1,544,400	-
	剰余金の配当 当 期 純 利 益	1,442,312	1,271,252
	当 期 末 残 高	1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	2,096,814	1,994,727
	当 期 変 動 額	△ 102,087	1,271,252
	当 期 末 残 高	1,994,727	3,265,979
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,296,814	4,194,727
	当 期 変 動 額	△ 102,087	1,271,252
	当 期 末 残 高	4,194,727	5,465,979
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,296,814	4,194,727
	当 期 変 動 額	△ 102,087	1,271,252
	当 期 末 残 高	4,194,727	5,465,979

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
6,411千円	7,876千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追 加 情 報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	<u>543,280</u>	-
資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	<u>683,561</u>	<u>683,561</u>	-
負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	<u>755,597</u>	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	<u>337,901</u>	<u>337,901</u>	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	-
合計	6,157,075	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	-
合計	6,861,398	-

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	<u>536,656</u>	<u>513,386</u>
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	2,537	3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	<u>40,425</u>	-
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	<u>8,428</u>	<u>42,845</u>
合計	196,591	265,690

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1.31%	1.00%

(3) 期待運用収益率

第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	33,500	25,940
未払事務所税	2,400	3,120
減価償却超過額	14,800	18,230
未払事業税	53,700	26,240
株式報酬費用	208,400	217,050
退職給付引当金	351,100	251,610
賞与引当金	48,600	41,890
その他	2,000	1,780
評価性引当額	-	-
合計	714,500	585,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	40.65%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%	3.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.21%
その他	0.11%	0.20%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	44.16%	46.10%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,055,053千円	投資運用

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス・エイ・ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191		
							その他営業収益	334,026	未収入金	12,057
							運用受託報酬	9,428	その他未収収益	153,365
							事務委託費	171,540	未収運用受託報酬	3,932
							給料・手当	79,276	未払費用	47,495
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費（受取） 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万 米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万 スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 資産運用業務に関する事務委託	その他営業収益 人件費（受取） 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	583,691	その他未収収益	152,478
等	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報酬	967

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑費用-その他	 4,896,377 2,591,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,527	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	2,685,819 1,383 4,044 305,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	--------------	----	------------------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	運用受託報酬 人件費（受取） 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百万 米国ドル	サービ ス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運 用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	40百万 オース トラリアドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万 シンガ ポールドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	16,609 56,861	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,851 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS世界株（除く日本）の平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS世界株（除く日本）の平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書2へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS世界株ショート（除く日本）の平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS世界株ショート（除く日本）の平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書3へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS BRICの平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS BRICの平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書2へ](#) [ファンドの監査報告書4へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS コモディティの平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS コモディティの平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書3へ](#) [ファンドの監査報告書5へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS フード（豪ドル連動型）の平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS フード（豪ドル連動型）の平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書4へ](#) [ファンドの監査報告書6へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）の平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）の平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書5へ](#) [ファンドの監査報告書7へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBSエコの平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBSエコの平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書6へ](#) [ファンドの監査報告書8へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月13日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アンブレラ UBSマネーの平成23年12月6日から平成24年6月5日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル・アンブレラ UBSマネーの平成24年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月6日から平成24年6月5日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書7へ](#) [委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[ファンドの監査報告書8へ](#)